

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部開示とした本件異議申立ての対象となった公文書については、不存在とした公文書を除き開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成15年6月10日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「筆記試験の問題及び解答（以下「公文書①」という。）」、「集団面接実施要領（以下「公文書②」という。）」、「配点基準等について（以下「公文書③」という。）」及び「試験実施要領（第2次試験）（以下「公文書④」という。）」と特定し、平成15年7月7日付け鹿教教第231号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成15年8月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分に対し不服である」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 試験内容は開示すべきとの最高裁の判断に背いている。

イ 他の自治体では、最高裁判例に基づいた開示を実施しており、試験に係る事務に支障を及ぼす事態には至っていない。

ウ 鳥取県や高知県においては、試験問題、解答、実施要領、配点基準を全面開示している。

エ 開示した自治体において、開示したことにより試験に係る事務に関し支障を及ぼしたとすることは確認されていない。支障を及ぼしたとする具体的な事例を挙げる

ことを要求する。

オ 情報公開の意図するところは、情報を広く公開して透明で信頼ある行政の推進であり、試験問題、解答、採点基準のみならず合否の判定のあり方についても公開すべきである。

カ 高校看護などの採用試験では、ごく一部の者に問題の傾向や情報が独占され、試験の公正さが歪められる要因を含んでいる。

開示しないことが公平で真に教員として適当な人材を採用することができないことになるという事実を直視しなければならない。

キ 問題を示し、その解についても示すというのは、試験を実施した者のもっとも基本とすべきことのはずである。

行政機関としてのおごりと特権意識を改め、本来の行政者としての姿勢を真摯に考えるべきである。

ク 配点・採点基準についても、その情報が公になることで、試験官や採点者等による恣意的及び個人差による試験結果に及ぼす不信感が大きく減ずることになり、無用な誤解がなくなることになる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び意見書並びに口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の内容

ア 公文書①

教員選考試験第1次試験に係る筆記試験（高等学校教科専門（看護））の問題、その解答例及び配点が記載された文書

イ 公文書②

教員選考試験第1次試験に係る集団面接試験の目的、方法、評価の観点及び基準、集団面接評価票等が記載された文書

ウ 公文書③

教員選考試験第1次試験及び第2次試験の筆記試験や面接等の試験項目ごとの配点が記載された文書

エ 公文書④

教員選考試験第2次試験の趣旨、対象者、期日、時間、場所、試験内容等、模擬授業の目的、実施方法、試験時間、授業テーマ、試験委員の人数、模擬授業の評価の観点及び基準、模擬授業評価カード並びに集団面接及び個人面接の評価の観点、評価カード等が記載された文書

(2) 不開示の理由

ア 不存在

(ア) 開示請求の対象とされた「小論文，作文」に関する文書については，小論文，作文とも本県試験内容に含まれておらず存在しない。

(イ) 本件対象公文書の保存年限については，鹿児島県教育委員会文書規程（昭和60年12月18日教育委員会訓令第1号）第35条第3項に基づいて，文書管理表で定められており，公文書①及び公文書③については3年，公文書②及び公文書④については1年と定めている。

このことから，公文書①及び公文書③については，保存年限が経過した平成11年度以前のもは廃棄し，公文書②及び公文書④については，保存年限が経過した平成13年度以前のもは廃棄したため，いずれも存在しない。

イ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性

平成12年度及び平成13年度の公文書①及び公文書③並びに平成14年度の公文書②及び公文書④については，公にすることにより，次のような事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため一部開示とした。

(ア) 公文書①

a 教員選考試験の問題を開示することにより，受験者が試験の傾向を追求し，その対策のみに奔走することが予想され，その結果，受験技術に秀でた者が優れた結果を得るという事態に陥り，県教委が本来想定している受験者の学力の判定に支障を及ぼすおそれがある。

b 教員選考試験の解答例を開示することにより，受験者が記述問題などにおいて，その模範解答にとらわれてしまい，選考に悪影響が出るおそれがある。

また，記述問題の正答は1つに決まっているわけではなく，解答例に基づき個々の答案ごとに採点者が協議して採点を行うものである。そのため，解答例を開示することにより，受験者が自己に有利な解釈をして，無用な誤解が生じるおそれがある。

c 教員選考試験の問題及び解答例は，県教委が，委嘱した問題作成委員会において作成された本県独自のものである。

その作成については，多大の労力や心理的負担がかかることから，その負担を少しでも軽減するということで，問題等の開示を前提とした委員の委嘱は行っていなかったものであり，仮に問題等の開示を前提として委員の委嘱を依頼した場合，委員の委嘱が困難になるおそれがあった。

d 異議申立人の主張する最高裁判例は，教員採用試験の筆記試験の択一式問題に対する開示請求についての判例であり，本件開示請求の対象である高校看護

の試験は、すべてが記述式問題であった。

(イ) 公文書②

試験の目的、方法並びに評価の観点及び基準を開示することにより、受験者が評価の観点に沿った受験準備をし、人物の正確な把握が困難になるおそれがある。

(ウ) 公文書③

配点を開示することにより、受験者が配点の比重が重い項目への対策に走り、受験者の学力等について正確な把握が困難になるおそれがある。

(エ) 公文書④

模擬授業の目的、実施方法、試験時間、授業テーマ、試験委員の人数、模擬授業の評価の観点及び基準並びに集団面接及び個人面接の評価の観点を開示することにより、評価の観点に沿った受験準備がなされ、本県が求めている総合的なバランスのとれた教員を採用するという、試験本来の目的を達成することができなくなるおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年10月17日	諮問を受けた。
平成16年4月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
4月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成17年2月22日	諮問の審議を行った。
3月15日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
4月13日	諮問の審議を行った。
5月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、3(1)のとおりであり、公文書の特定に問題はなかった。

イ 不開示理由

(ア) 不存在とされた文書について

- a 「小論文、作文」に関する文書については、鹿児島県公立学校教員選考試験要項等で確認したところ、試験の内容に含まれていないため、いずれも作成されておらず存在しないと認められる。
- b 平成11年度以前の公文書①及び公文書③並びに平成13年度以前の公文書②及び公文書④については、鹿児島県教育委員会文書規程に基づき定められた文書管理表で確認したところ、いずれも保存期間が終了した文書であったと認められる。

(イ) 事務又は事業に関する情報について

条例第7条第6号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、県の機関が行う事務は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示にする合理的な理由があるためである。

本件対象公文書は、実施機関が行う教員選考試験に係る事務において使用するため、実施機関が自ら作成した文書であることから、同号前段に該当することは明らかである。

ウ 条例第7条第6号後段該当性

同号後段の要件である「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、その該当性を客観的に判断する必要がある。

そのため、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならず、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

以下、対象公文書ごとに検討する。

(ア) 公文書①について

教員選考試験に係る筆記試験の問題、解答例、配点（以下「問題等」という。）を開示しても、次の理由により、支障を及ぼすおそれは認められない。

- a 文部科学省所管の教育職員養成審議会が平成11年12月10日付けで行った「養成と採用・研修との連携の円滑化について」（第3次答申）において、採用選

考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要とされている。

- b 平成15年度に、52県市が試験問題を、25県市が解答を、9県市が選考基準を公表しており、これらの既に公表している県市において選考に特段の支障が生じているとは聞いておらず、公表する県市数は年々増加している。
- c 問題等が公開されると、過去の出題傾向に即した学習に多くの時間を費やしたり、配点の重い項目への対策に走ったりするなど、受験技術が先行する可能性は想定される。

しかしながら、受験者の間では、従来から、受験対策として、過去の出題例を編集した市販の問題集等を用いた受験準備が行われているので、問題等が公開されたとしても、それによって受験者の受験準備状況が変わり選考に支障が生じるとは認められない。

- d 選考試験は、筆記試験の結果のみで判断するわけではなく、面接や模擬授業などと併せ総合的に合格者を判定することとなっており、筆記試験の問題等を公開しても選考の支障となるとは認められない。
- e 実施機関は、問題等の開示を前提として問題作成委員会委員の委嘱を依頼した場合、委員の委嘱が困難になるおそれがあったと主張しているが、実施機関は平成15年度及び平成16年度実施の選考試験の問題作成においては、既に問題の開示を前提とした委員の委嘱を行っており、問題に加え解答例や配点の開示を前提とした場合に委員の委嘱が困難になるとの主張は認められない。

(イ) 公文書②について

集団面接実施要領には、市販の教員選考試験対策本等にも掲載されているような一般的、抽象的な内容しか記載されておらず、受験者が容易に入手し、又は想定することができるものであり、公開することにより支障を及ぼすおそれは認められない。

(ウ) 公文書③について

配点を開示しても、次の理由により、支障を及ぼすおそれは認められない。

- a 文部科学省所管の教育職員養成審議会が平成11年12月10日付けで行った「養成と採用・研修との連携の円滑化について」（第3次答申）において、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要とされている。
- b 平成15年度時点で、既に9県市が選考基準を公表しており、これらの既に公表している県市において選考に特段の支障が生じているとは聞いておらず、公表する県市数は年々増加している。

c 配点が公開されると、配点の重い項目への対策に走ったりするなど、受験技術が先行する可能性は想定される。

しかしながら、このことにより受験者の正確な人物像の把握や県民が真に求めている総合的なバランスの取れた教員の選考が困難になるとは思われない。

(エ) 公文書④について

試験実施要領には、市販の教員選考試験対策本等にも掲載されているような一般的、抽象的な内容しか記載されておらず、受験者が容易に入手し、又は想定することができるものであり、公開することにより支障を及ぼすおそれは認められない。

エ その他

平成12年度の公文書①及び公文書③は、条例の施行の日前に実施機関の職員が作成した公文書であることから、条例附則第3項の規定により、改正前の鹿児島県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定を適用しなければならない。

実施機関は、本件処分時においては旧条例の適用条項を明らかにしていなかったが、処分理由説明書において補正し、適用条項を明らかにしており、異議申立人からその点についての異議もなかったところである。

審査会において検討したところ、実施機関の主張のとおり、旧条例第8条第8号を適用しても不開示情報該当性の判断結果に影響を及ぼさないと認められる。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。